

議案第 4 6 号

海老名市地域包括支援センターの職員等に関する基準を定める条例の一部改正について

海老名市地域包括支援センターの職員等に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定める。

令和 6 年 8 月 2 7 日提出

海老名市長      内   野      優

提案理由

介護保険法施行規則の改正に伴い、地域包括支援センターの職員及びその員数に関する基準を見直したいため

海老名市地域包括支援センターの職員等に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

海老名市地域包括支援センターの職員等に関する基準を定める条例（平成26年条例第44号）の一部を次のように改正する。

第3条第1項中「の員数」を「及びその員数（海老名市介護保険運営協議会が第1号被保険者の数及び地域包括支援センターの運営の状況を勘案して必要であると認めるときは、常勤換算方法（当該地域包括支援センターの職員の勤務延時間数を当該地域包括支援センターにおいて常勤の職員が勤務すべき時間数で除することにより、当該地域包括支援センターの職員の員数を常勤の職員の員数に換算する方法をいう。）によることができる。次項において同じ。）」に改め、同条第2項中「前項」を「第1項」に改め、同項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。

2 前項の規定にかかわらず、海老名市介護保険運営協議会が地域包括支援センターの効果的な運営に資すると認めるときは、複数の地域包括支援センターが担当する区域を一の区域として、当該区域内の第1号被保険者の数について、おおむね3,000人以上6,000人未満ごとに同項各号に掲げる常勤の職員の員数を当該複数の地域包括支援センターに配置することにより、当該区域内の一の地域包括支援センターがそれぞれ同項の基準を満たすものとする。この場合において、当該区域内の一の地域包括支援センターに置くべき常勤の職員及びその員数は、同項各号に掲げる者のうちから2人とする。

別表おおむね2,000人以上3,000人未満の項中「前項」を削り、「同項第3号」を「第3号」に改める。

附 則

この条例は、令和6年10月1日から施行する。